

小倉りえこの質問及び、区長からの答弁

質問項目：



【港区まちづくり条例】

- まちづくり協議会が掲げるビジョン等を港区の計画や方針等に反映していただきたい

【がん検診の見直し】

- 前立腺がん検診頻度の見直しが必要

【デジタル化に伴う情報セキュリティ】

- 庁内に常駐するシステムエンジニアなど、デジタル対応に伴う判断支援が必要

【指定管理者制度】

- 公募スケジュールの均一化
- リスクヘッジ対応の考え方を伺う

\* 一般質問とは、区議会定例会の場において、議員が区政に関して広く説明や報告を求めたり、将来に対する考え方などを区長と教育長（教育関連の場合）に質問することです。

**港区まちづくり条例について：**

**【まちづくり協議会が掲げるビジョンを区の施策に反映を】**

ボトムアップ型の住民主体のまちづくりを推奨する港区では、港区まちづくり条例が策定されています。区民発意のまちづくりとありますが、住民や地域からの提案や要望に関し、行政による裁量の壁が高すぎることで、また、いつまで居住するかわからないと宣言する住民も多く、関係性の希薄な都市型コミュニティの特徴から、暮らすまちへの関心が低下しているのも区民発意のまちづくりに大きな支障が出ていると感じることが年々大きくなりました。

港区まちづくり条例では、協議会の設立を最初に求めています。現在区内で12の協議会が存在し、最も古い協議会は平成20年、最新で令和元年度の設立です。うち7協議会でまちづくりビジョンが登録されていますが、よほどの事情があって急ぐ必要があったと思われるところも含め、設立からビジョン認定までの期間は3ヶ月から10年を超えるところまで長くあります。ルール認定は2協議会、そして多くの協議会が目指すところの地区計画への反映に至ったのはゼロです。

港区のHPに登録された協議会ごとのまちづくりビジョンが掲載されています。ほぼすべての協議会が少なくとも願っていることは「良好な住環境」であって、景観であったり、建物の高さに関わる建築に関すること、建設する際の空地の設け方、商業地への特定業種店舗の出店制限など、住民にとってのごく普通の、当たり前暮らしやすい・住みやすい・素敵な地域になってもらいたいという願いひとつです。しかし、現行の条例では住民や地域からの願いに関し、行政による精度の壁が高すぎることで行き詰まっていることを港区にはもっと寄り添って理解していただきたいと思っています。

まちづくりは、住民と行政の両輪で推進して初めて具現化するものと思っています。現状ですと、まちづくり協議会は、ほぼ実現不可能な手法と現実離れした活動を区に求められる一方、区はさまざまな部門で区民委員を公募するなどして意見を政策に反映しています。まちづくり協議会のまちに対する熱意と活動の血と汗は、区の施策のどこにも繋がらないのです。せめて各まちづくり協議会が掲げるビジョンに沿ったことを港区まちづくりマスタープランに反映させるなど、区の我々を想う気持ちを形に表していただく仕組みが欲しいと切に願っています。

Q: もう、まちづくり条例を活用したまちづくりは限界に達しており、運用の見直しだけでは難しくなっているのではないかと感じていますが、今後は地域の願いをどのように、港区の計画や方針などに取り入れてまちづくりに反映させていくのかを伺います。

A： 武井雅昭 区長

まちづくりマスタープランは、広域的な視点から都市の基盤や土地利用などの将来像を示すことで、都市の健全な発展に向けてまちづくりを計画的に誘導するもの。区は、マスタープランを実現する方策としてまちづくり条例を運用し、まちづくり協議会の活動を支援し、現在7地区でビジョンが登録されている。今後も引き続き、区民からのまちづくりの相談に丁寧に応じるとともに、コンサルタントを派遣するなど、地域の活動を支援していく。また、まちづくり協議会と意見交換を行い、地域の方々が定めたビジョンを尊重し、マスタープランの計画づくりに生かしていく。

### **がん検診の見直しについて：**

#### **【過剰診断に繋がる前立腺がん検診の頻度を見直すべき】**

世界におけるがん対策の基本は、罹患率や死亡率を減少させることによって、疾病による負担を軽減することが挙げられます。そのために、罹患率を下げようと健康推進や予防啓発が行われ、死亡率を下げようと適切な検診による発見・治療が行われています。

がん検診を行うそもそもの目的は「死亡率を下げること」です。進行が早いタイプのものであれば早期で見つけることができる期間が非常に短い一方、進行が遅いタイプであれば放置しても死に至らないと考えられるものもあります。適切なタイミングで検査をし、適切なタイミングで治療をすることががん検診の一番重要な点ですが、「過剰診断」と呼ばれる検診から生じる不利益が近年話題となっています。

不要な検査や治療によって健康被害を受ける可能性がある身体的負担、病気の経過や予後による精神的負担、医療費からなる物理的負担など、「安心に繋げるための検査」を追求した結果、必要以上に不要な精密検査や頻回な検診を行う過剰治療を招くことがある、ということをあまり多くの人が知りません。がん検診は主に無症状者を対象とする検診です。これらを回避し、かつ、有効性の確立したエビデンスに基づく適切な検診のみを推奨をしていくことは、医療費削減にも貢献すべくこの港区でも検討されるべきと考えます。

過剰診断とされる検診のひとつに、前立腺がん検診が挙げられます。前立腺がんは進行が非常に遅く、細胞ががん化してから臨床的に治療が必要な状態まで進むのに、40年ほどかかると言われています。2000年ごろから国内の前立腺がん患者は一気に増加しましたが、その背景には精度の高い検査手法が

確立されたことで、早期の発見が可能となりました。しかし罹患者数は急増するも、死亡率に目を見張る変化はありません。

港区では55歳から75歳の男性に対し、奇数年齢で前立腺がん検査を実施しています。都内においては50歳または55歳から5年に一度、60歳以上で区の検診は1度きりなど、その他無償だったり自己負担ありの有償だったり、自治体によってさまざまです。2年に1度という頻度で行っているのは都内では港区だけですが、これは決して「港区ならではの検診の手厚さ」によるものだけではありません。

Q: エビデンスに基づいた検診を行い、検査精度を確認した上で受診率を高めていくことが、死亡率の低下に直結することになります。前立腺がん検査自体は非常に有用であり、不要ではありません。しかし対象や頻度を検討する時期にあると思いますが、今後に向けた考えを伺います。

A: 武井雅昭 区長

区は、がんの早期発見・早期治療を目的として多様ながん検診を実施している。住民を対象とするがん検診は、国の示す指針に基づき、適切な精度管理の下で死亡率減少効果が科学的に確認された質の高い検査を実施することが重要。区は今年度、学識経験者、医師等で構成された「港区が実施するがん検診のあり方検討会」を設置し、全てのがん検診を対象に現状の分析と今後の方向性を議論している。前立腺がん検診についても、これまでの実績や他区の状況、検討会での議論を踏まえ、検診の対象や頻度などについて検討していく。

#### **デジタル化に伴う情報セキュリティについて：**

##### **【庁内に常駐するシステムエンジニアがいない。デジタル対応に伴う判断支援が必要】**

本年6月から議会でもICT化が進み、デジタルデバイスの活用により議会活動の可能性が広がりました。コロナ禍におけるリモートワークもこれまで以上に対応が可能となり、行政においても同様で、委員会含めて多方面において業務の効率化が推進されたのではないかと思います。

デジタル化が進むにつれ我々の暮らしも豊かになり、できることが増えれば増えるほど、更なる利便性の向上が多く求められるようになりました。その現れのひとつが行政手続きのオンライン化で、ワンストップサービスであったり、区役所以外の民間企業なども協力して、安全で便利なシステムの提供に努

めていただいているのはとてもありがたく、時代に即した社会変化に少しずつではありますが対応されるようになったことは喜ばしいことです。

スマホアプリを利用するような行政向けの新たなサービスも続々と開発され、区民の利便性向上に資する選択肢が格段に増えました。また、行政がすべてのシステムをイチから構築するには労力と予算が嵩むことから、民間のサービスや製品を導入することも多くなっています。情報セキュリティや情報リテラシーが必須とされる自治体の責任において、適切なサービスを選択した上で区民に還元していくことが何よりも重要であると考えます。

デジタル化が進めば進むほど、新たな課題が生まれ、対応策が必要となります。近年、個人情報を含む情報流失が自治体からも多く報告されるようになりました。非常に残念なことでありますが、「受託事業者への不正アクセス」または「製品システムの不具合」などが多く、委託先など港区が直接かかわる以外の部分でのトラブルをどう防いだら良いのか、考える時期にきているのではないのでしょうか。

Q: 外部製品やサービスを導入する場合、どのような観点で何を「適切」と判断し、十分なセキュリティが担保されているのかなど、多角的な技術的判断を行うための体制を強化すべきです。デジタル化推進には様々なケースが考えられ、エンジニアが庁内に常駐するなど、システムの調達だけでなく運用面においても、区の判断を責任を持って支援する体制が必要だと思いますが、今後のデジタル化に伴う情報セキュリティ対策の方向性を伺います。

A: 武井雅昭 区長

区や指定管理者が、民間事業者が提供するアプリなどの導入や改修を行う際には、ネットワークの安全性やパスワード、ウイルス対策ソフトなどのセキュリティ対策等について、専門の技術者の意見も踏まえ、必要な対策を講じた上で、運用している。今後、区の業務を受託する事業者にもセキュリティ対策の技術的な支援を広げるとともに、サイバー攻撃の事例に基づく危機管理対策などについて、職員や事業者向けの研修を更に充実するなど、それぞれのシステムが安全に運用できるよう支援体制を強化する。

#### **指定管理者制度について：**

##### **【公募スケジュールは均一化すべき】**

平成18年度から港区においても指定管理者制度が開始され、早15年が経過しようとしています。この期間、民間事業者が有するノウハウや専門性を生かした事業の実施、これまで区が実施しにくかった

休日・夜間の開館など、区民の利便性に直結したサービスの提供が可能となり、たくさんの方に喜ばれることとなりました。この制度は公的なアウトソーシング手法である側面もあるため、対極の考え方が常に存在します。

直営か指定管理委託か、費用削減か利用者数ありきのコストパフォーマンスかなど、様々な意見があることも事実です。しかし、住民福祉の向上を目的とした制度であることは間違いなく、第一に利用者のための施設運営を提供可能な事業者を選定し、なおかつ区の目指したいサービスにより近い事業者の選定をこれからも心がけていかなければなりません。

区の指定管理期間は施設にもよりますが5年から10年です。制度開始から15年、コロナ禍で期間が1年延長されるイレギュラーな対応はありましたが、当初から導入している施設では2回または3回の募集を経て現在に至ります。選定手続きに関してはこれまでも様々な意見が挙がっており、議会側からも指摘はしていますが、未だ改善の検討が見えません。しかしその中でもすぐにご対応いただけそうなのが、指定管理者募集に関するスケジュール調整ではないかと思われま。

施設の開設時期にもよりますが、多くの指定管理は年度始めの4月から始まります。事業者の公募は約1年前に開始し、3ヶ月ほどの審査を経て決定されます。しかし施設や所管課によって「公募開始」の定義は異なるようで、募集要項の発表時期から締め切りまでは1ヶ月半から2ヶ月と常識的な範囲である程度統一されているのですが、実際の公募書類の受付は所管課により異なります。これまでもの中では一番短くて2日間と報告があり、広くたくさんの事業者から公募をしてもらいたいとしながらも、行政側の都合で門戸をあえて狭めるような対応にしか見えませんでした。その理由も公募が少なそうだからという趣旨の発言もあったことから、早急に改善するべき点ではないでしょうか。

Q: 指定管理者の公募は5年から10年と、その間庁内でも人事異動があることから長く同じ業務に携わる職員は少ないです。そのため、その課で基本となる資料は前回の公募時のスケジュールであり、日にちだけを変更してそのまま踏襲されているのではないのでしょうか。港区の指定管理公募スケジュールの均一化を図っていただきたいと思いますが、今後どのような対応をされるのか伺います。

A: 武井雅昭 区長

区は、指定管理者の公募について、公募要項の発表から説明会、現地見学会、募集受付終了まで、事業者の提案書類作成に必要な日数を確保し、公平、公正な選考を行うため、全体で2か月間程度を基本のスケジュールとしている。応募書類や質問の受付期間については、事業者の負担を軽減し、より多くの事業者が応募できるよう、来年度の公募では、一定の統一した日数を確保する。

**【公募を増やす策が必要】**

Q: また、指定管理制度の根幹に関わることとなりますが、公募がなかった場合や公益と利益をどのようにバランスを取るかは自治体にとって常に課題とされています。採算が取れないという理由で事業者が撤退するリスクもある一方、自治体としても1社でも多くの公募をしてもらえるような取り組みを提示していかなければなりません。それが今の時代の合った申請手順であったり手法であったり、検討は多角的にしていいただきたいと思います。最終ゴールは区が独自で提供できないサービスによる施設利用者の福祉向上ということは変わりませんが、リスクヘッジを含め今後どのような策を講じていくのか伺います。

A: 武井雅昭 区長

多くの事業者から様々な提案を受けることは、区民サービスの更なる向上につながるものと考えている。区は、今年度の公募説明会に参加したものの、応募に至らなかった事業者に聞き取りしたところ、現行の指定管理者の評判が良く、より優れた提案をすることが困難であるといった意見や、公募時の提案などに必要な提出資料が多く、人手をかけられないといった意見もあった。こうした事業者の意見や第三者による外部の視点も取り入れ、より多くの事業者が応募できるよう、指定管理者制度の運用改善に取り組む。